

令和6年度第1回青森市男女共同参画審議会 委員からの意見・要望に対する市の考え方（回答）

No.	対象箇所		意見・要望	市の考え方（回答）	反映箇所	
1	《資料4》 「（仮称）青森市男女共同参画プラン」現状と課題（案）及び基本方向（案）	P2	第1章 NO.12	○男女がともに働き続けられるように ⇒ 男女がともに希望に応じて働き続けられるように／男女がともに希望どおりに働き続けられるように	御意見を踏まえ文言を追加修正します。（国、県計画にも同様の表現あり） ○男女がともに働き続けられるように ⇒ 男女がともに希望に応じて働き続けられるように	【資料1】 P1 左NO.12
2	《資料4》 「（仮称）青森市男女共同参画プラン」現状と課題（案）及び基本方向（案）	P5	第2章 NO.26	○性的マイノリティであることを理由として ⇒ 性的指向やジェンダーアイデンティティを理由として  ○性的マイノリティについての理解 ⇒ 多様な性のありよう（／あり方）についての理解	県計画の表現を踏襲します。 ○性的マイノリティであることを理由として ⇒ 修正なし  県計画の表現を踏襲、かつ御意見を踏まえ文言を修正します。 ○性的マイノリティについての理解 ⇒ 多様な性のあり方についての理解	【資料1】 P4 左NO.25
3	《資料4》 「（仮称）青森市男女共同参画プラン」現状と課題（案）及び基本方向（案）	P6	第3章 NO.8	○男性の意識改革 ⇒ 特に男性の意識改革／主に男性の意識改革／とりわけ男性の意識改革	国計画の表現を踏襲、かつ御意見を踏まえ文言を追加修正します。 ○男性の意識改革 ⇒ 男女双方の、とりわけ男性の意識改革	【資料1】 P7 左NO.8
4	《資料4》 「（仮称）青森市男女共同参画プラン」現状と課題（案）及び基本方向（案）	P3 ～P6	第2章 ～第3章	○男女が ⇒ 全ての人が（P3 NO.4） ○男女のニーズ ⇒ 性別によるニーズ（P4 NO.12） ○男女の健康面 ⇒ 健康面（P4 NO.14） ○男女の人権 ⇒ 人権（P4 NO.22） ○男女がともに ⇒ あらゆる人が（P5 NO.29） ○男女がともに ⇒ 全ての人が／性別にかかわらず（P5 NO.31） ○男性と女性では、⇒ 性別によって（P5 NO.34） ○男女の性差 ⇒ 性差（P5 NO.34） ○男女の健康支援 ⇒ 全ての人々の健康支援（P5 NO.37） ○男女がともに自立し、社会の中で個性と能力を（P6 NO.11） ⇒ 全ての人が自立し、社会の中で個性と能力を／社会の中で自立し、個性と能力を／社会の中で、自立し個性と能力を	下記のとおり修正いたします。  ○男女が ⇒ 修正なし（P3 NO.4） 法律（男女共同参画社会基本法）等の表現を踏襲 ○男女のニーズ ⇒ 修正なし（P4 NO.12） 国防ガイドラインの表現を踏襲 ○男女の健康面 ⇒ 健康面（P4 NO.14） 御意見のとおり修正 ○男女の人権 ⇒ 修正なし（P4 NO.21） 法律（男女共同参画社会基本法）等の表現を踏襲 ○男女がともに ⇒ 修正なし（P5 NO.28） 前後の文脈により判断（防災分野の女性の参画拡大等） ○男女がともに ⇒ 性別にかかわらず（P5 NO.29） 御意見のとおり修正 ○男性と女性では、⇒ 性別によって（P5 NO.32） 御意見のとおり修正 ○男女の性差 ⇒ 性差（P5 NO.32） 御意見のとおり修正 ○男女の健康支援 ⇒ 変更なし（P3 基本方向） 国計画の表現を踏襲 ○男女がともに自立し、社会の中で個性と能力を ⇒ 社会の中で自立し、個性と能力を（P7 NO.11） 御意見のとおり修正	【資料1】 P3～P7
5	《資料4》 「（仮称）青森市男女共同参画プラン」現状と課題（案）及び基本方向（案）	P2	第1章 NO.17	○構造的な課題を解消する必要があります ⇒ 構造的な課題を解消するために、～をする必要があります	御意見を踏まえ文言を修正します。 ○構造的な課題を解消する必要があります ⇒ 構造的な課題を解消するため、女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを促進する必要があります	【資料1】 P2 NO.12
6	《資料4》 「（仮称）青森市男女共同参画プラン」現状と課題（案）及び基本方向（案）	P6	第3章 NO.11	学校教育・社会教育だけではなく、家庭教育についても記載が必要ではないか。	課題の文言を修正するとともに、資料3における「主な取組」の項目名（学校教育・社会教育を通じた理解促進）についても修正します。 ○《学校教育・社会教育》 ⇒ 《教育・メディア等》 ○学校教育・社会教育の充実を図る必要があります ⇒ 学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図る必要があります	【資料1】 P7 NO.10 NO.11
7	《資料3》 「（仮称）青森市男女共同参画プラン」の構成について（案）		基本方向2 主な取組 (1)	「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という文言を「あらゆる暴力の根絶」に変えることについて検討する必要はないか。 資料4の3ページに言及があるように、明らかな件数の違いがあるとはいえ、「DV」「性加害・性暴力」「ハラスメント」などは、今や性別に関わりなく「加害者／被害者」のいずれにもなり得る現状に即した表現の方がいいのではないか。	審議会における審議において、「女性に対する」の文言を除き「あらゆる暴力の根絶」とすることで、男女共同参画の分野を超えた範囲の表現として捉えられてしまう旨の意見もあったことを踏まえ、表現は変更せずそのままとします。	【資料1】 P3 右NO.1
8				今後、「（仮称）青森市男女共同参画プラン」のどこかで（たとえば現プランの「計画策定の目的」にあたる項目で）、持続可能で誰ひとり取り残さない社会実現に向けた世界共通の目標である「SDGs」、およびその17のゴールのうち目標5として「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げられていることに触れた方がいいのではないか。	素案（案）に盛り込む方向で検討します。	【資料2】 P6
9	《資料3》 「（仮称）青森市男女共同参画プラン」の構成について（案）			資料3では「基本方向1」としている項目が資料4では「第1章」となっているなど混乱するので、項目の名称について検討して欲しい。	青森市総合計画の表記にならい、項目名を「基本方向」とします。  なお、プラン本文の章立てとして、各論部分の目次上の表記については従来どおり「基本方向」ごとに「第○章」とする予定です。 （例：「基本方向1」の説明部分 ⇒ 「第1章」）	【資料2】 P36